

公益財団法人 国際湖沼環境委員会 紹介規則

(総則)

第1条 公益財団法人国際湖沼環境委員会の職員（事務局長を含む。以下同じ。）の給与の支給に関しては、この規定の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 紹介は、職員の正規の勤務時間（就業規則第9条に定める時間。以下同じ。）における勤務に対する報酬（給料表に掲げる額）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(給料表)

第3条 紹介表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ該当給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1：平成31年4月1日より適用する。）〔同表については、県の改正に準じ順次修正するものとする〕
 - (2) 研究職給料表（別表第2：平成31年4月1日より適用する。）〔同表については、県の改正に準じ順次修正するものとする〕
 - (3) 令和2年4月1日以降は、これら給料表に基づく給料月額を1,4152%引き上げた額を適用するものとする。
- 2 職員の勤務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。職務の級の分類の標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

(初任給)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級および号給は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業者もしくはこれと同等以上の資格または経験を有する者 : 1級1号給
 - (2) 短期大学卒業者もしくはこれと同等以上の資格または経験を有する者 : 1級9号給
 - (3) 大学卒業者もしくはこれと同等以上の資格または経験を有する者 : 1級25号給
 - (4) 大学院修士課程卒業者もしくはこれと同等以上の資格または経験を有する者 : 1級33号給
 - (5) 大学院博士課程卒業者もしくはこれと同等以上の資格または経験を有する者 : 2級13号給
（研究職にあっては 2級21号給）
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または他の給料表の適用を受ける職に移った場合における職務の級および号給は、別に定める。
- 3 前2項の規定により職務の級および号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、その者の前歴を勘案して職務の級および号給を決定することができる。

(昇給の基準)

第5条 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1月1日に4号給（一般職給料表7級以上にある者にあっては、3号給）上位の号給に昇級させることができる。

- 2 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職給料表7級以上にある者にあっては、3号給）」とあるのは「2号給」とする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 同条各号の規定に関わらず、滋賀県による関与がある職員の昇給については、同県人事課の指示によるものとする。

(給与の支給)

第6条 給与は、毎月1回、その月の21日に、その月の給与月額の全額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、直前の休日以外の勤務日に支給する。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給与を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給与を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料、管理職手当、地域手当および初任給調整手当の額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例に準じて支給する。

(初任給調整手当)

第9条 新たに採用された職員には、次により初任給調整手当を支給する。ただし、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち、特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるものに限る。

採用の日から1年間	月額 2,500円
採用の日から2年目の1年間	月額 2,000円
採用の日から3年目の1年間	月額 1,500円
採用の日から4年目の1年間	月額 1,000円
採用の日から5年目の1年間	月額 500円

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養家族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫

(3) 60歳以上の父母および祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、平成30年度9,000円、平成31年度(2019年度)以降6,500円とし、同項第2号においては、平成30年度8,700円、平成31年度(2019年度)9,700円、平成32年度(2020年度)以降は10,000円を超えない範囲の額、同項第3号から第5号までの扶養親族についてはそれぞれ6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人について、以下第2号の場合、平成30年度10,000円、第3号から第5号までの場合、平成30年度8,000円、平成31年度(2019年度)以降は上記の額)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第11条 地域手当の月額は、給料の号給額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額の100分の6.0とする。ただし、令和2年3月31日以前については、給料の号給額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額の100分の7.5とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住居を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っている職員。ただし、令和2年3月31日以前については、月額9,000円を超える家賃を支払っている職員とする。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、令和2年3月31日以前については、同項第2号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 : 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額に相当する額

ア 月額31,000円以下の家賃を : 家賃の月額から13,000円を控除した額
支払っている職員

イ 月額31,000円を超える家賃 : 家賃の月額から31,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が12,000円を超えるときは、12,000円)
を18,000円に加算した額

(2) 前項第1号に掲げる職員 : 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を : 家賃の月額から9,000円を控除した額
支払っている職員

イ 月額23,000円を超える家賃 : 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)
を14,000円に加算した額

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。(通勤距離が片道2キロメートル未満を除く。)

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車または自転車等(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であることを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 : 通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 : その使用距離に応じて別表第4に掲げる額。なお、同表については、県の改正に準じ順次修正するものとする。

(3) 前項第3号に掲げる職員 : 運賃等相当額および前号に掲げる額の合計額

3 交通用具の駐車のための施設を併せて利用している場合の手当額は、当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 自動車 : 1箇月の当該施設の利用に要する料金の2分の1に相当する額(その額が3,500円を超えるときは、3,500円)とし、当該金額が1,000円未満のときは該当金額とし、1,000円以上2,000円未満のときは1,000円とする。

(2) 自転車等 : 1箇月の当該施設の利用に要する料金の2分の1に相当する額(その金額が3,000円を超えるときは、1,500円)とし、当該料金が1,000円未満のときは当該金額とし、1,000円以上2,000円未満のときは1,000円とする。

(給与の減額)

第14条 職員が負傷もしくは疾病により勤務しない場合を除き、勤務しないときは、その勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

第15条 職員が負傷もしくは疾病のため勤務しない日が引き続き180日を超えるときは、前条の規定にかかわらず、給与の半額を減じて支給する。ただし、公務のため負傷し、もしくは疾病にかかり、結核性疾患のため療養の命令を受け、または産前産後の休暇を与えられて勤務しないときは、この限りでない。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員(管理職手当を受ける職員を除く。)には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の125(公益財団法人国際湖沼環境委員会就業規則第8条に規定する休日にあっては、100分の135)を、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の150(公益財団法人国際湖沼環境委員会就業規則第8条に規定する休日にあっては、100分の160)を時間外勤務手当として支給する。

2 公益財団法人国際湖沼環境委員会就業規則第9条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」)を超えて勤務することを命ぜられた職員(管理職手当を受ける職員を除く。)には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員(管理職手当を受ける職員を除く。)には、正規の勤務時間外に勤務した時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次ぎの各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 : 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間 : 100分の50

4 時間外勤務代休時間を見付された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第17条 公益財団法人国際湖沼環境委員会就業規則第8条に規定する休日において勤務することを命ぜられた職員(管理職手当を受ける職員を除く。)には、正規の勤務時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の160)を休日勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間あたりの給与額の算出)

第18条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給与の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計に 12 を乗じて、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから、8 時間に 1 年間の祝日法による休日および年末年始の休日（通常の週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数に相当する時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の一定の日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月および12月に支給する場合において 100 分の 127.5（一般職給料表または研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上または 5 級のもの（以下「特定職員」という。）にあっては、107.5）、を乗じて得た額に、基準日以前 3 か月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、令和 2 年度 6 月期については、100 分の 130.0（特定職員にあっては、110.0）を乗じて得た額、同年度 12 月期については、100 分の 125.0（特定職員にあっては、105.0）を乗じて得た額に、基準日以前 3 か月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
基準日が 6 月 1 日および 12 月 1 日である場合	
6 か月以上	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計とする。

4 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに次の表の中欄に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（事務局長にあっては、給料月額に 100 分の 25 を、他の管理職手当を受ける職員にあっては、給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額）を算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級 9 級および 8 級の職員	100 分の 20
	職務の級 7 級および 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級および 4 級の職員	100 分の 10
	職務の級 3 級の職員	100 分の 5
研究職給料表	職務の級 5 級および 4 級の職員	100 分の 15
	職務の級 3 級の職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の職員	100 分の 5

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日および12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の一定の日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の95.0（特定職員にあっては、115.0）を乗じて得た額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第19条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。

（宿直手当）

第20条の2 宿直手当は、宿直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給する。

2 宿直手当の額は、勤務1回につき5,200円を支給する。

（退職手当）

第21条 退職手当は、退職の日における給料月額に別表第5に定める基本額支給率で算出された基本額と別表第6に定める調整額との合計額を支給する。なお、別表第5および別表第6については、県の改正に準じ順次修正するものとする。

（臨時または非常勤職員等の給与）

第22条 臨時または非常勤職員等の給与については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

（派遣職員の給与）

第23条 この規則の規定にかかわらず、理事長は、滋賀県などから派遣、兼務などにより、職員として勤務することとなった者、定年退職後の再就職で職員となった者または理事長がこれに準ずると認めた者の給与については、その都度、その種類および額を決定することができるものとする。

（細則）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年12月26日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年3月18日に施行する。

ただし、平成27年4月1日より適用する。

付 則

この規則は、平成28年12月28日に施行する。

ただし、平成28年4月1日より適用する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日に施行する。

付 則

この規則は、平成29年12月28日に施行する。

ただし、平成29年4月1日（退職手当基本額支給率表については、平成30年1月1日）より適用する。

付 則

この規則は、平成30年12月28日に施行する。

ただし、平成30年4月1日より適用する。

付 則

この規則は、令和元年12月27日に施行する。

ただし、平成31年4月1日より適用する。

付 則

この規則は、令和2年11月27日に施行する。

別表第1（第3条関係）〔平成31年4月1日以降適用〕

一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500	
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600		
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000		
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600		
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900			
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100				
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400				
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700				
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000				
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				

86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）〔平成31年4月1日以降適用〕

研究職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100

	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		

83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

注 この表は、理事長から指定された特定の調査研究業務に従事する職員で研究員および主任研究員に適用する。

別表第3（第3条関係）

1 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	補助的職員または一般事務担当職員の職務（主事）
2 級	知識・経験を要する事務担当職員の職務（主任主事）
3 級	指導的役割または高度な指導的役割を果たす職員の職務 (副主幹または主査)
4 級	広範な指導を行う職員の職務（主幹）
5 級	高度かつ広範な指導を行う職員の職務（課長補佐）
6 級	参事または課長代理の職務（参事）
7 級	課長の職務（課長）
8 級	事務局次長の職務（次長）
9 級	事務局長の職務（部長）

(注) : () 内は滋賀県職員の職務

2 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	補助的研究員の職務（技師）
2 級	研究員および主任研究員の職務（技師～係長）
3 級	専門研究員の職務（専門員・技術補佐）
4 級	統括研究員の職務（参事・課長）
5 級	代表研究員の職務（次長）

(注) : () 内は滋賀県職員の職務

別表第4（第13条関係）

交通用具を使用する場合の手当額

(円)

自動車		自転車等	
使用距離(片道)	手当額	使用距離(片道)	手当額
2 km以上 5 km未満	3,900	2 km以上 5 km未満	2,500
5 km以上 10 km未満	5,700	5 km以上 10 km未満	4,600
10 km以上 14 km未満	8,100	10 km以上 15 km未満	7,000
14 km以上 18 km未満	10,500	15 km以上 20 km未満	9,400
18 km以上 22 km未満	12,900	20 km以上 25 km未満	11,800
22 km以上 26 km未満	15,300	25 km以上 30 km未満	14,200
26 km以上 30 km未満	17,700	30 km以上	16,600
30 km以上 34 km未満	21,100		
34 km以上 38 km未満	22,500		
38 km以上 42 km未満	24,400		
42 km以上 46 km未満	25,900		
46 km以上 50 km未満	27,400		
50 km以上 54 km未満	28,900		
54 km以上 58 km未満	30,400		
58 km以上 62 km未満	31,600		
62 km以上	32,800		

別表第5(第21条関係)

退職手当の基本額支給率表(平成30年1月1日以降)

勤続年数	条例第3条			条例第4条			条例第5条		
	自己都合	病等	任期終了・公務外死亡・勧奨・通勤傷	公務外傷病 (通勤災害傷病を除く)	定年・勧奨・任期終了・公務外死亡・通勤傷病・早期退職	一定年齢以上	整理、公務上死亡・傷病 早期退職(組織改廃等)	病・早期退職(一定年齢以上)	二十五年以上勤続定年・任期終了・公務外死亡・勧奨・通勤傷
1	0.5022		0.837	0.837			1.2555(3.6a)		
2	1.0044		1.674	1.674			2.511(4.5a)		
3	1.5066		2.511	2.511			3.7665(5.4a)		
4	2.0088		3.348	3.348			5.022(5.4a)		
5	2.511		4.185	4.185			6.2775		
6	3.0132		5.022	5.022			7.533		
7	3.5154		5.859	5.859			8.7885		
8	4.0176		6.696	6.696			10.044		
9	4.5198		7.533	7.533			11.2995		
10	5.022		8.37	8.37			12.555		
11	7.43256			9.2907		11.613375	13.93605		
12	8.16912			10.2114		12.76425	15.3171		
13	8.90568			11.1321		13.915125	16.69815		
14	9.64224			12.0528		15.066	18.0792		
15	10.3788			12.9735		16.216875	19.46025		
16	12.88143			14.3127		17.890875	20.8413		
17	14.08671			15.6519		19.564875	22.22235		
18	15.29199			16.9911		21.238875	23.6034		
19	16.49727			18.3303		22.912875	24.98445		
20	19.6695			19.6695		24.586875	26.3655		
21	21.3435			21.3435		26.260875	27.74655		
22	23.0175			23.0175		27.934875	29.1276		
23	24.6915			24.6915		29.608875	30.50865		
24	26.3655			26.3655		31.282875	31.8897		
25	28.0395			28.0395			33.27075	33.27075	
26	29.3787			29.3787			34.77735	34.77735	
27	30.7179			30.7179			36.28395	36.28395	
28	32.0571			32.0571			37.79055	37.79055	
29	33.3963			33.3963			39.29715	39.29715	
30	34.7355			34.7355			40.80375	40.80375	
31	35.7399			35.7399			42.31035	42.31035	
32	36.7443			36.7443			43.81695	43.81695	
33	37.7487			37.7487			45.32355	45.32355	
34	38.7531			38.7531			46.83015	46.83015	
35	39.7575			39.7575			47.709	47.709	
36	40.7619			40.7619			47.709	47.709	
37	41.7663			41.7663			47.709	47.709	
38	42.7707			42.7707			47.709	47.709	
39	43.7751			43.7751			47.709	47.709	
40	44.7795			44.7795			47.709	47.709	
41	45.7839			45.7839			47.709	47.709	
42	46.7883			46.7883			47.709	47.709	
43	47.709			47.709			47.709	47.709	
44	47.709			47.709			47.709	47.709	
45	47.709			47.709			47.709	47.709	

(注1)()内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

別表第6（第21条関係）

2 退職手当の調整額

区分	職務の級等	調整額（月額）	平成27年4月1日以降適用
			調整額（月額）
第1号区分	行政職9級 これに相当する職員	50,000円	65,000円
第2号区分	行政職8級 これに相当する職員	45,850円	59,550円
第3号区分	行政職7級 これに相当する職員	41,700円	54,150円
第4号区分	行政職6級 これに相当する職員	33,350円	43,350円
第5号区分	行政職5級 これに相当する職員	25,000円	32,500円
第6号区分	行政職4級 これに相当する職員	20,850円	27,100円
第7号区分	行政職3級 これに相当する職員	16,700円	21,700円
第8号区分	行政職2,1級 これに相当する職員	0円	0円

- ・ 退職手当の調整額は在職中の各月に属した区分のうち、額の多い方から60月分を合計した額。
- ・ 行政職以外は給料表ごとに職務の級、職階等を考慮して規則で定める。
- ・ 勤続24年以下の退職の場合は「第7号区分」が0円となる。
- ・ 勤続4年以下の退職または勤続10年以上24年以下の自己都合退職の場合は、上記により計算した額の2分の1が調整額となる。
- ・ 基本額が支給されない者、勤続9年以下の自己都合および非違による退職については調整額を支給しない。